



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第68号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（健康推進課）	2
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3
理容師法施行細則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	3
美容師法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	4

公布された条例等のあらまし**◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第41号）**

1 規則の概要

- (1) 地方税法及び租税特別措置法の改正に伴う規定及び様式の整理（別表・様式第1号関係）
- (2) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う引用する条項の整理（別表第1関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

理容所開設届の様式を改めることとした。（様式第20号関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

美容所開設届の様式を改めることとした。（様式第20号関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2(2)中「第41条第1項、第2項及び第6項」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に改める。

様式第1号備考2中「第41条第1項、第2項及び第6項」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に改める。

様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の 7 中「第 8 条第27項」を「第 8 条第28項」に改め、同表学校等の項公共的施設の欄中「第15条の 6 第 1 項各号」を「第15条の 7 第 1 項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和47年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中

「

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

」

を

「

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
美容所との重複開設の有無	有 ・ 無
① 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	美容所の名称 (既設確認済証番号：)
② 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第 1 項の届出がされている場合（上記①の場合を除く。）は、当該美容所の開設予定年月日	美容所の開設予定年月日 年 月 日

注意事項

美容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和47年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中

「

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

」

を

「

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
理容所との重複開設の有無	有 ・ 無
① 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	理容所の名称 (既設確認済証番号：)
② 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合（上記①の場合を除く。）は、当該理容所の開設予定年月日	理容所の開設予定年月日 年 月 日

注意事項

理容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。